

## まもりやまテラスの会 会則

### 第1条 (名称)

本会は、まもりやまテラスの会と称する。

### 第2条 (目的および事業)

本会は、まもりやまテラス(以下テラスという)を中心に、地域の人々の自主的・自発的な活動を通じて、新代田地区住民のつながりや地域の賑わいを創出していくことを目的に次の事業を行う。

- (1) テラスの認知・活用を促進するための情報発信。
- (2) テラスのにぎわい、地域のふれあいにつながる活動  
〔部活動〕を創出する事業。
- (3) 世田谷区との協定に基づき、守山地区会館の一部の施設利用に関する業務。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業。

### 第3条 (事務所)

本会の事務所を守山地区会館事務室内に置く。

(東京都世田谷区代田6丁目21番5号)

### 第4条 (構成員)

本会の構成員は、以下の団体・個人とする。

- (1) 会の目的に賛同・登録し、テラスで活動する、地域社会への貢献をいとわない団体で、営利・布教・政治を目的としない団体。  
なお、団体の登録の詳細は別途細則で定める。
- (2) 会の目的に賛同する新代田地区住民。

### 第5条 (役員)

本会に次の役員を置く

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 会計 1名
- 4) 監査 1名

2 役員は総会において、互選により選出する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第6条 (役員の職務)

- 1 会長は本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はまたは欠席のときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を行う。

4 監査は、会の業務及び収支決算の状況を監査する。

#### 第7条 (経費等)

本会の経費は、世田谷区からの委託費、その他の収入をもってあてる。

#### 第8条 (総会)

本会の総会は、役員、登録団体を持って構成し、原則年1回開催するものとする。ただし、必要がある場合は臨時に開催できるものとする。

2 総会は以下の事項について審議する。

- (1) 事業報告及び計画
- (2) 収支決算・収支計画
- (3) 役員の選出
- (4) その他、テラス運営における重要事項

3 総会の決議は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 総会における登録団体の議決権は、1団体1票とする。

#### 第9条 (役員会)

役員会は、会長、副会長、会計、監査をもって構成する。

2 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 総会及び臨時総会に提案すべき事項に関する事。
- (2) 次年度の事業計画(案)及び収支計画(案)の決定。
- (3) その他緊急を要する案件の決定。

3 役員会は構成員の半数以上の出席をもって成立する。

4 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### 第10条 (定例会)

定例会議は、役員、登録団体、新代田地区住民で構成し、会長が必要に応じて招集する。

2 定例会議では、総会に次ぐ会議として、細則を定めるほか、緊急重要事項、住民発意による企画等を協議・決定する。

#### 第11条 (運営)

本会の運営の詳細は別途細則で定める。

#### 第12条 (事業年度)

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

#### 第13条 (設立年月日)

本会の設立年月日は令和2年9月5日とする。

#### 第14条 (変更)

この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を持って改正することができる。

#### 付則

- 1 この会則は令和2年9月5日から施行する。
- 2 この会則は令和5年2月4日から施行する。